

H26.3.5

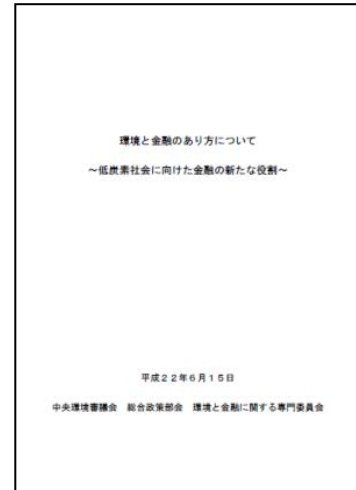
RI Asia 2014

21世紀金融行動原則  
(PFA) の御紹介

環境省 総合環境政策局  
環境経済課 海部 愛

# 21世紀金融行動原則策定の経緯

H22.6.15 中央環境審議会「環境と金融に関する専門委員会」報告書



## → 「日本版環境金融行動原則」の策定への提案

- ・ 金融に関わる各主体が自主的に策定・取組
- ・ 情報交換等を通じ、環境金融を広げていくプラットフォーム  
→ 例えば、PRI・赤道原則等

「日本版」のメリット

- ・ 日本の実情に合わせる
- ・ 金融界全体で一つのプラットフォームを作る  
→ **機運の拡大**
- ・ 小規模な地域金融機関等の参加  
→ **ボトムアップ・裾野の拡大**

国際的な原則  
(UNEP FI/PRI等)  
へのステップアップ



金融機関の主体的取組

金融機関が自主的に参加する起草委員会



環境省  
(事務局としてサポート)

H23.10 21世紀金融行動原則策定



189機関の署名 (H26.2 現在)

## 原則（要旨）

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、事業を通じ最善の取組みを推進する
2. 金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する
3. 地域コミュニティの持続可能性をサポートする
4. 多様なステークホルダーが連携に主体的な役割を担う
5. 環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛ける
6. 取組みの情報を開示する
7. 役職員の意識向上を図る

## 業務別ガイドライン

…具体的な取組方針

### 運用・証券・投資銀行業務ガイドライン

（ガイドラインより抜粋）

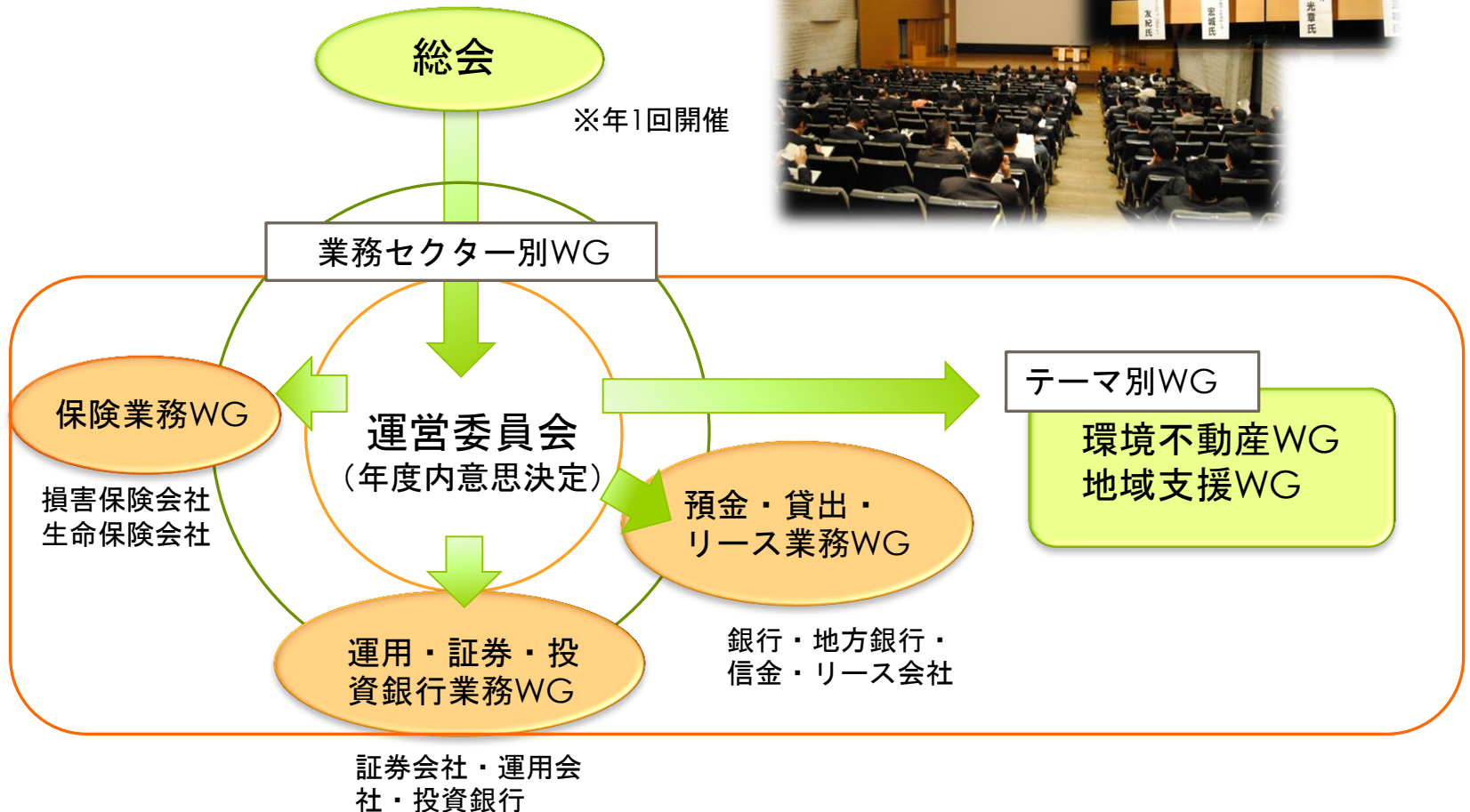
運用・証券・投資銀行業界は、金融商品市場の担い手として、資本市場の健全な発展に向けた社会的役割が期待されている。その一環として、**企業価値に影響を及ぼしうる環境・社会・企業統治に関する課題（以下ESG 課題）を適切に考慮することが、地球環境保護や資本市場の健全な育成・発展等につながるなど、持続可能な社会の形成に寄与するもの**と考える。

保険業務  
ガイドライン

預金・貸出・  
リース業務  
ガイドライン

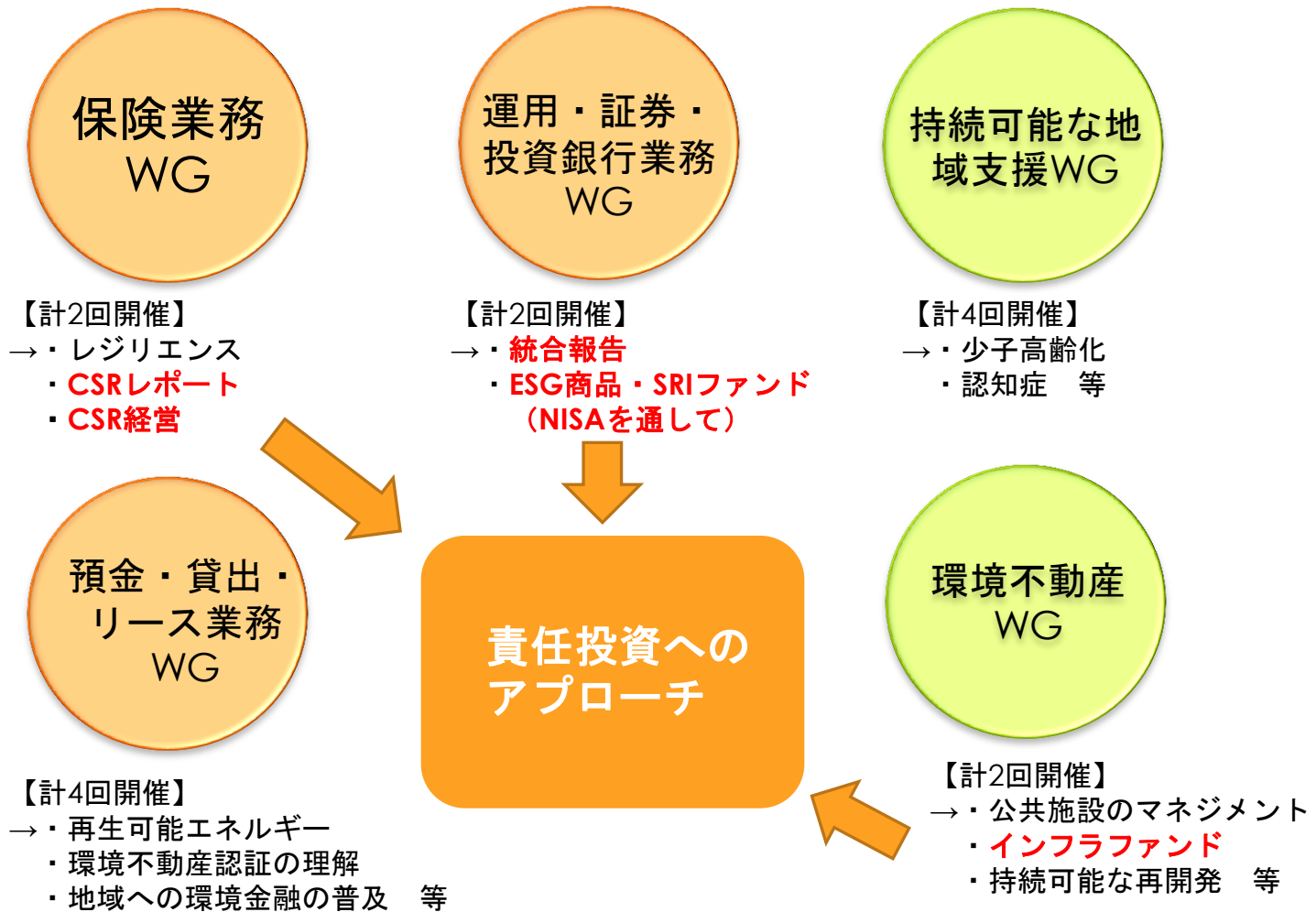
# 21世紀金融行動原則の構成

意思決定～実際の活動まで



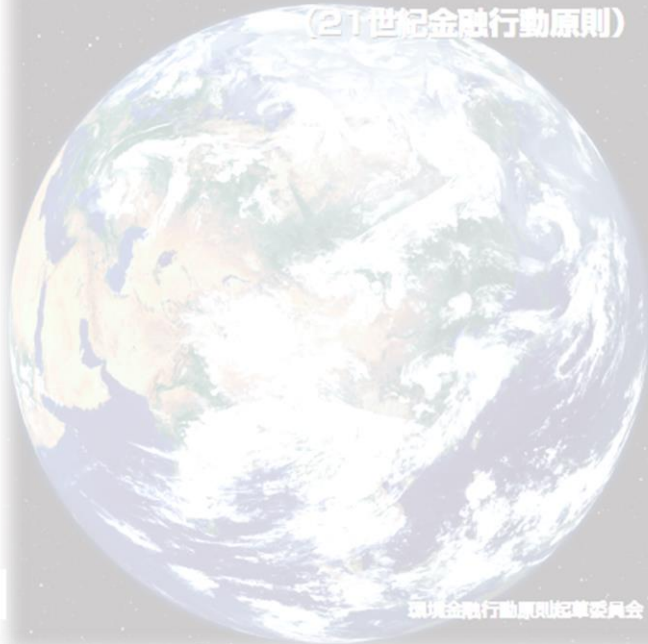
# 21世紀金融行動原則活動のアプローチ

H25の活動テーマから…



# ご静聴ありがとうございました。

持続可能な社会の形成に向けた  
金融行動原則  
(21世紀金融行動原則)



この原則は金融で働く方々の熱い思いの結実である。一言一句がゼロから手作りである。だからこそ、多くの金融機関に署名され、多くの金融人に実践していただきたい原則である。

起草委員会委員長  
末吉 竹二郎氏  
設立時のメッセージ (2011.10) より